

とするものではありません。  
※所得制限の基準額等詳細  
につきましては、6月号  
広報にてお知らせします。

●実施予定

7月12日(木)

小・中・高等部

9月21日(金)

高等部

10月16日(火)

小学部

10月23日(火)

中学部

11月28日(水)

高等部

(中3対象)

●申し込み・問い合わせ先

・学校教育課

☎(52)1118

・栃木県立栃木特別支援学校

担当 齋藤 香代

☎0282(24)7575

☎0282(25)1703

平成24年4月分より、  
子ども手当が児童手当  
に変わりました

3月分まで子ども手当を  
受給されていた方は、今回  
の制度変更に伴い認定請求  
書を改めてご提出いただく  
必要はありません。

支給額は、子ども手当と  
同額となりますが、平成24  
年6月分以降は、所得制限  
が導入され、所得基準を  
超過した世帯については、  
児童1人につき月額一律

しもつけクイズ

問4

- 1箱410円のタバコを毎日1箱吸うと、10年間でいくらく使ひつ?
- ①約10万円 ②約20万円 ③約150万円

5,000円の支給となります。

●問い合わせ先

児童福祉課

☎(52)1114

「下野市暴力団排除  
条例」を制定

市では、次の基本理念

一、暴力団を利用しないこと

一、暴力団に資金を提供し  
ないこと

一、暴力団を恐れないこと

に基づき暴力団排除条例  
を制定しました。

制定の目的

近年、暴力団は、組織の  
威力を背景として社会の各  
分野に進出し、様々な違法  
行為によって、市民生活や  
社会経済活動、青少年の健  
全育成に著しく悪影響を及  
ぼしている現状にあります。  
条例は、市、市民、事業者  
が一体となって暴力団排除  
の施策を推進することによ  
り、市民生活の安全と平穏  
及び社会活動の健全な発展  
に寄与することを目的とし  
ています。

市の責務

市は、市民、事業者の協  
力を得て、関係機関と連携  
を図り、暴力団の排除に関  
する施策を総合的に推進し  
ます。

市民、事業者の責務

①市民は、自発的かつ相互  
の連携を図りながら、市  
が実施する施策に協力す  
るよう努めるものとします。

②事業者は、事業に関して  
暴力団の威力を利用した  
り、利益を与えることの  
ないようするとともに、

市が実施する施策に協力  
するよう努めるものとし  
ます。

市の基本施策

①市の事務や事業において  
暴力団に利益を与えるこ  
とのないよう必要な措置  
を取ります。

②公の施設の利用が、暴力  
団の活動を助長したり、  
利益になる場合にその利  
用を制限することとします。

③青少年が、暴力団になら  
いよう、また暴力団によ  
る犯罪行為の被害を受け  
ないための教育が行われ  
るよう措置を取ります。

金品等の供与の禁止

市民、事業者は、暴力団  
の威力を利用、又は、活動・  
運営に協力する目的で、暴  
力団に金品等を提供しては  
ならないこととします。

公共工事事業者の責務

市と公共工事その他の事  
務事業の契約を締結した事  
業者は、暴力団等に当該公  
共工事に関する業務を行わ  
せてはならないものとします。

●問い合わせ先

生活安全課

☎(40)5555

◆暴力団に関する相談・情  
報提供

○下野警察署

☎(52)0110

○栃木県警察本部

☎028(622)2424

○栃木県暴力追放県民センター

☎028(627)2600



第12回全国障害者  
スポーツ大会(ぎふ清  
流大会)派遣選手募集

●大会期日

10月13日(土)～15日(月)

(派遣期間：10月11日(木)  
～16日(火))

●開催地

岐阜県岐阜市ほか

●募集種目

陸上競技、水泳、フライ  
ングディスク、アーチェリー(身  
体障がい者のみ)、卓球、ボ  
ウリング(知的障がい者のみ)

●参加資格

次の全てに該当する方  
・平成24年4月1日現在で  
13歳以上の身体障がい者  
又は知的障がい者  
・栃木県内に現住所を有す  
る方

●申し込み方法

・原則として、第7回栃木  
県障害者スポーツ大会  
(平成23年9月実施)に  
エントリーした方  
・強化練習会等の行事(5  
回)に全日程参加できる方

広報しもつけ 24・5月号